

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで  
② 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間当時、自営業をしており、国民年金保険料については、元妻が夫婦の分を併せて納付していたので、私だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、申立人の元妻が夫婦の国民年金保険料を併せて納付していたと述べているとおり、申立人及びその元妻の所持する国民年金保険料納入通知書兼領収書には、夫婦同日に保険料を納付しているものがあることなどから、申立人の元妻が申立人の保険料を納付していたと推認できる上、申立人の元妻は、申立期間①及び②に係る保険料を納付済みである。

また、申立人は、申立期間①及び②前後の国民年金保険料は納付済みであり、現年度納付していることから、保険料の納付に遅れがあったこともうかがえない。

さらに、申立人の元妻は、申立人に係る国民年金の加入状況、手帳交付状況、納付方法及び納付場所について鮮明に記憶しており、国民年金被保険者期間中に未納期間があるものの、昭和45年度以降に未納が無いことから、申立期間①及び②当時、申立人の元妻の納付意識は高かったと言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

勤めていた会社を辞める時、社会保険等の手続について指導があったので、書類を持参し市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は実家の兄に預けて、兄が集金や金融機関で納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、実家の兄に国民年金保険料を託して納付組織を通じて保険料を納付していたと述べているとおり、申立人の実家に申立人に係る国民年金保険料組織納付カードが保管されていたことから、申立人の兄が申立人の保険料を納付していたとする主張は自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年3月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、この時点では、申立期間は過年度保険料であったが、申立人の兄も、国民年金の加入手続を行ったころに国民年金保険料をさかのぼって過年度納付したことがうかがえる上、申立人は、昭和47年度の保険料をまとめて納付したと考えられることから、申立期間の保険料についても、さかのぼって納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外に未納は無い上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることから、国民年金に対する意識は高かったと言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成17年4月16日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を同年4月及び同年5月は18万円、同年6月は16万円、同年7月は17万円、同年8月は16万円、同年9月は17万円、同年10月は18万円、同年11月及び同年12月は17万円、18年1月及び同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は17万円、同年5月から同年7月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月31日は5万6,000円、同年12月31日及び18年7月31日は22万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月16日から18年8月1日まで  
② 平成17年7月31日  
③ 平成17年12月31日  
④ 平成18年7月31日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間に係る記録が無い旨の回答を得た。

平成17年4月からA事業所の正社員として勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与明細書、源泉徴収簿及び事務担当者の証言等により、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書等から確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年4月及び同年5月は18万円、同年6月は16万円、同年7月は17万円、同年8月は16万円、同年9月は17万円、同年10月は18万円、同年11月及び同年12月は17万円、18年1月及び同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は17万円、同年5月から同年7月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る被保険者資格の取得日に係る届出を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年4月から18年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から④までにおける申立人に係る標準賞与額については、賞与明細書から確認できる賞与支給額から、平成17年7月31日は5万6,000円、同年12月31日及び18年7月31日は22万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②から④までに係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月31日、同年12月31日及び18年7月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額  
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人  
の申立期間における標準報酬月額を、26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 14 年 10 月 29 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、  
申立期間について、従前まで 26 万円だった標準報酬月額が 9 万 8,000 円に  
引き下げられていた。  
申立期間当時の給与に見合った正しい標準報酬月額に訂正していただき  
たい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所は、平成 14 年 10 月 29 日に厚生年金保  
険の適用事業所でなくなっているところ、前日の同年 10 月 28 日付けで、申  
立人の 12 年 11 月から 14 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額が、26 万円か  
ら 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した申立期間当時の給与台帳によると、当該  
訂正処理前の標準報酬月額（26 万円）に見合う総支給額及び保険料控除額で  
あったことが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、平成 14 年 9 月 1 日に取  
締役に就任していることが確認できるが、申立人は、「自分が取締役就任し  
ていたことは知らなかった。」と述べているところ、当該事業所の事業主は、  
「役員就任については、申立人の知らないところで手続した。」「社会保険に  
関することは、基本的に自分がやっていた。」と証言している上、申立期間当  
時、厚生年金保険料の滞納があったことを認めている。

さらに、当時の従業員及びA事業所の顧問会計事務所は、「事業主はワン  
マンで、すべての決定事項を単独で決めていた。」「申立人は、A事業所

において雑務をしていた。」と証言していることから、申立人が自らの<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年6月から15年3月までの期間は44万円、同年4月から16年6月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から16年7月21日まで  
社会保険事務所（当時）で標準報酬月額について確認したところ、平成13年6月に38万円に改定され、さらに、16年1月に22万円に改定されているが、給与明細書のとおり、高い厚生年金保険料を控除され続けたため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認及び前後の給与明細書から推認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、平成13年6月から15年3月までの期間は44万円、同年4月から16年6月までの期間は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間に

わたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和47年6月1日）及び資格取得日（昭和47年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A事業所で昭和47年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、当該事業所には入社以来継続して勤務しているので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和47年4月1日にA事業所（現在はB事業所）において資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失した後、同年11月1日にA事業所において再度、資格を取得しており、47年6月から同年10月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、在職証明書及び複数の同僚が、「申立期間当時、自分は申立人とともにA事業所に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所からの回答においても、申立人は、正社員であり厚生年金保険に加入し、保険料を控除していたが、申立期間当時の厚生年金保険に係る事務処理に不備があったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所におけ

る昭和 47 年 5 月及び同年 11 月の社会保険事務所の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、厚生年金保険の届出に関して誤りがあったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所に記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 6 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで  
社会保険事務所(当時)に年金記録の確認を行ったところ、上記申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所を平成11年3月31日に退職したにもかかわらず、資格喪失日が同年4月1日となっていないので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された退職証明書などから判断すると、申立人は、A事業所に平成11年3月31日まで継続して勤務していたことが認められることに加え、当該事業所が保管している申立人の給与所得の源泉徴収票の写し及び当該事業所の回答により、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成11年2月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を「平成11年4月1日」とすべきところ、「平成11年3月31日」と誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、

その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 900

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年3月31日まで

私がA事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって8万円に減額訂正されているが、当時受けていた給料は基本給20万円プラス歩合給だったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年3月31日）の後の同年4月8日付けで、3年4月から4年2月までの標準報酬月額が8万円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の同僚は、「申立人は営業の仕事をしており、社会保険事務には従事していなかった。」と証言していることから、申立人は標準報酬月額の訂正処理には関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立期間④について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立期間⑤について、申立人のB事業所における資格喪失日は、昭和46年3月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、10万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月17日から41年9月17日まで  
(A事業所)  
② 昭和43年3月21日から同年4月1日まで  
(B事業所)

- ③ 昭和 43 年 12 月 30 日から 44 年 1 月 1 日まで  
(B 事業所)
- ④ 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
(C 事業所)
- ⑤ 昭和 46 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで  
(B 事業所)

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A 事業所では、給与から厚生年金保険料が引かれていた記憶がある。

また、B 事業所及び C 事業所では、転勤した際に被保険者期間に空白期間ができていますが、継続して勤務していたことは確かであるので、それぞれの申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は B 事業所に継続して勤務し（C 事業所から B 事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の異動日については、申立人が転勤辞令を受けて、昭和 43 年 3 月 21 日に B 事業所へ異動したとしていること、及び同年 4 月 1 日に当該事業所の被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できる前述の同僚が、「自分が入社したとき、申立人は既に B 事業所で勤務していた。」と述べていることから、同年 3 月 21 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る B 事業所における昭和 43 年 4 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、当該期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は B 事業所に継続して勤務し（B 事業所から C 事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の異動日については、申立人が昭和 43 年 12 月 31 日までは

B事業所に在籍していたとしていること、及び当該事業所からC事業所に異動している複数の被保険者は、一日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できることから、44年1月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るB事業所における昭和43年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、当該期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、雇用保険の被保険者記録及び当時の社会保険事務を担当していたとする者の証言から判断すると、申立人はC事業所に継続して勤務し（C事業所からB事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の異動日については、申立人が昭和45年3月31日まではC事業所に在籍していたとしていること、及び同年3月2日に当該事業所の被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できる前述の社会保険事務を担当していたとする者が、「自分が入社したとき、申立人はC事業所で勤務していたと記憶している。」と述べていることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るC事業所における昭和45年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、当該期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑤について、雇用保険の被保険者記録及び厚生年金基金の加入員台帳の記録から判断すると、申立人はB事業所に継続して勤務（昭和46年3月1日にB事業所からC事業所に異動）していたことが認められる。

また、申立人のB事業所における資格喪失日については、D厚生年金基金の加入員台帳から、昭和46年3月1日であることが確認でき、当該基金の担当者は、「当時の厚生年金保険及び厚生年金基金の届出様式は、複写式であったと考えられ、同一内容のものが社会保険事務所に提出されていたと考えられる。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所における昭和46年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びD厚生年金基金の記録から、10万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人が提出したA事業所の顧客台帳及び申立人が記憶する複数の同僚の氏名が当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は既に適用事業所ではなく、当該事業所の社会保険の適用を引き継いでいるとしているE事業所に当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したところ、「昭和38年後半から40年代前半に作成されたと思われる従業員の名簿に申立人の氏名は見当たらない。申立人の勤務状況からすると、申立人は、雇用保険及び厚生年金保険に未加入で、歩合給などの出来高制の色彩が強い個人事業主的な委任契約販売員であったと思われる。」との回答を得た。

また、申立人の雇用保険被保険者記録では、A事業所における加入記録は確認できない。

さらに、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が同じ営業職だったと記憶する同僚からは、当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で、昭和38年8月1日から41年4月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人及び申立人が同じ営業職だったと記憶している複数の同僚の氏名は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和18年4月1日、資格喪失日は20年8月21日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から19年5月までは20円、同年6月から20年7月までは40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所に勤務していた期間の記録が無い旨の回答を得たが、学校卒業後すぐに当該事業所に勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた同僚の記録に近接して、申立人の氏名及び生年月日と一致する未統合記録が確認でき、当該記録の資格取得日は昭和18年4月1日で、資格喪失日が20年8月21日と記載されていることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿で申立人と同様の記載が確認できる元同僚は、オンライン記録においても、A事業所で昭和18年4月1日に資格を取得し、20年8月21日に資格を喪失していることが確認でき、当該元同僚に照会したところ、「A事業所で申立人と一緒に勤務した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和18年4月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の記録から、昭和18年4月から19年5月までは20円、同年6月から20年7月までは40円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年6月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和13年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年6月10日から37年2月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。

しかし、A事業所に勤務し、社会保険に加入していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係るオンライン記録によると、被保険者名の記載は無いものの、申立人と生年月日が同じであり、基礎年金番号の最初の数字以外が申立人の基礎年金番号の数字と同一の記録が発見され、当該記録では、被保険者資格の取得日が昭和36年6月10日と記録されていることが確認できる。

また、当時のA事業所の状況に関する申立人の証言が複数の同僚の証言と一致すること、及び複数の同僚の証言から、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和37年2月1日）まで継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、A事業所の記録を管理する年金事務所の担当者は、「A事業所の被保険者名簿は残っていないが、申立人の生年月日及び年金番号の最初の数字以外が申立人の基礎年金番号の数字と一致することから、当該記録は申立人のものである可能性が高い。また、申立人に係る被保険者記録の管理が適正に行われていなかった可能性がある。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和36年6月10日に被保険者資格を取得し、37年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A事業所に係るオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から55年3月まで

私は、母親から、学生だった私が二十歳になった時に国民年金の加入手続をして、国民年金保険料をすぐに納付し始めたと聞いている。母親から受け取った国民年金の手帳には、初めて被保険者になった日が昭和53年\*月となっているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、満20歳のころ、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べており、申立人の母親は、申立人の弟よりも前に申立人の加入手続を行ったと述べているが、申立人の弟の国民年金手帳記号番号は昭和55年8月に払い出されているのに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は55年11月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はこのころ行い、満20歳到達時点にさかのぼって被保険者資格を取得したと推測され、申立人の母親の主張と相違する。

また、申立人が所持する昭和55年度国民年金保険料納入通知書兼領収書を見ると、昭和55年4月から同年11月までの国民年金保険料を同年11月12日に納付したことを示す領収印が押されているが、この時点で申立期間の一部は既に時効であり、保険料を納付することができない上、保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金保険料を農協で納付していたと述べているものの、申立期間に係る保険料をさかのぼって納付した記憶は無いことから、申立人に係る国民年金の加入手続を行った昭和55年度現年度保険料から納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の母親は、申立人の所持する年金手帳に、国民年金被保険者

となった日が昭和 53 年\*月と記載されていることから、この時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付し始めたと述べているが、この日付は国民年金保険料の納付の有無を示すものではなく、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで  
国民年金の加入手続は母が行い、申立期間の国民年金保険料は私が納付した。申立期間前後の期間の保険料は納付済であり、申立期間について、社会保険事務所(当時)から未納通知は来ていないので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこととはうかがえない上、申立人の所持する領収書を見ると、申立期間前後の国民年金保険料を同年10月に第2回特例納付及び過年度納付していることから、このころ加入手続を行ったと推測され、申立人は、この時点でさかのぼって過去の未納を解消する意思があったことがうかがえる。

しかしながら、第2回特例納付制度により保険料納付が可能であったのは昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料であった上、申立人が加入手続を行ったと推測される時点で過年度保険料として納付できるのは48年7月以降の保険料であり、申立期間は既に時効である。

また、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された国民年金被保険者30人のうち、第2回特例納付により保険料を納付している3人の被保険者の納付記録を見ると、申立人と同様、申立期間は未納となっていることから、当該期間に係る国民年金保険料は制度上納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法及び納付金額について記憶が無く、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 63 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答を得た。

上司や同僚の名前も覚えており、会社に勤務していたのは間違いないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間当時のA事業所における社会保険事務担当者（上述の同僚）から、「申立期間当時、A事業所では、長期間勤務している者と事務に従事する者を厚生年金保険に加入させていた。申立人の職種は従事者の出入りが激しく、申立人が勤務していた期間であれば、厚生年金保険の加入対象とならなかったはずである。」、「厚生年金保険に加入していない従業員から保険料を控除することは無い。」との証言を得た。

また、申立人が記憶する同じ業種の同僚もA事業所において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、昭和 56 年 5 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日までの間に資格取得した者を確認したが、申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 5 日から同年 12 月 3 日まで  
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、申立期間についてもA事業所(B事業所のグループ会社)で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及びB事業所の回答から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 43 年 12 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人と同様に、B事業所からA事業所に異動し、A事業所の厚生年金保険の新規適用日に厚生年金保険被保険者となっている者全員が、同年 11 月は、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが確認できる。

また、A事業所の元事務長から、「当時、B事業所との事務手続がうまくいかず、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間ができてしまった。その期間について、厚生年金保険料は給与から控除していなかった。」との証言を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、昭和 34 年 4 月 1 日にA事業所に入社してからずっと厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に入社したとする元同僚の証言から、申立人が、申立期間についてA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所の元取締役及び複数の元同僚は、「A事業所では、入社してから一定期間の試用期間を設けて、厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、申立人と同時期に入社したとする元同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日も、当該元同僚が入社したとする日から7か月以上経過した日となっていることが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、当該事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがわれる。

また、A事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人は、当該事業所において昭和 34 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、前述の被保険者名簿の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 907

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 20 日から 48 年 3 月 15 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできるものの、勤務期間を特定できる証言は得ることができず、戸籍の附票から当該事業所があったBに申立人が住所を定めた日は昭和 46 年 1 月 27 日でその約 3 か月後の同年 5 月 1 日にCに住所を定めていることが確認できることから、申立人は、申立期間のすべての期間において、当該事業所で勤務していたとは言い難い。

また、複数の元同僚は、「入社後の数か月から半年程度は試用期間が設けられており、その期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している。

さらに、公共職業安定所が管理する申立人の雇用保険の被保険者記録では、申立期間における当該記録を確認することはできない。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 44 年 1 月 27 日から 48 年 4 月 2 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 908

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 1 月 30 日から 36 年 5 月 30 日まで

A事業所には、昭和 33 年に学校を卒業してから 36 年に転職するまで勤務した。しかし、私の年金記録では 33 年 12 月 1 日から 34 年 1 月 30 日までの間、厚生年金保険の被保険者となっており、前後の期間についての年金記録が無い。

当時の上司の氏名も記憶しているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司に係る申立人の詳細な記憶から、申立人がA事業所に勤務していたことはいかがわれるが、申立期間当時に当該事業所で被保険者となっていた複数の同僚は、申立人の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務期間を確認することができなかった。

また、当該同僚のうち複数の同僚は、「申立人が記憶している上司は、日雇で土木工事に従事する者を取りまとめる仕事をしていた。」と証言しており、申立期間当時、事務員であった者は、「当時は、日雇失業保険の被保険者もいたと記憶している。」と証言している。

さらに、申立期間当時のA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、数か月間で被保険者資格を喪失している記録が複数確認できる。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業所が閉鎖した際の代表取締役が申立期間当時の資料の保管状況、申立期間当時の厚生年金保険の適用について照会したものの、「当時の資料はすべて廃棄した。当時の事務の責任者も死亡しており、現在では申立期間当時の

厚生年金保険の適用については分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 909

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。